

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

A 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その身体又は生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを受けず、行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

B 学校及び職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、健全な心の成長の促進、いじめを許さない環境づくりに努める。また、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策（未然防止・早期対応）

A 基本施策

1) 学校生活におけるいじめ防止対策

学校目標「自他を大切にし、思いやりのある人」「心身ともに健康で、豊かな実践力のある人」に則り、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組むとともに健全な心の成長とそれに伴う実践力や行動力を養う。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（朝礼校長講話、学年集会、行事、道徳日より等）
- ② いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・講演会等を実施する。

2) いじめ早期発見のための対策

早期発見するために日頃から生徒観察、教職員・保護者の連携及び情報交換、生徒との信頼関係等による情報収集が不可欠である。

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため年間計画をつくり、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- a) 生徒対象いじめアンケート調査 ふれあい・いじめ防止月間
 - ・年3回（学期に1回、6月、11月、2月）
 - ・学年対応によるアンケート

- b) 保護者対象いじめアンケート調査
 - ・学校評価を利用したアンケート 年1回(1月)
- c) 教育相談を通じた学級担任などによる生徒からの聞き取り調査
年3回(7月・12月・2月)

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。また、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

- a) スクールカウンセラーの活用
- b) いじめ相談窓口の設置・・・養護教諭
- c) 外部機関との連携

3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性など、そのインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、セーフティ教室等(情報モラル・犯罪防止教育)などの情報モラル研修を随時行う。

4) その他

保護者並びにその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止及び事後対応に対する支援体制を充実する。

B 「学校いじめ対策委員会」の設置

1) いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止・発見・対応・情報収集等を行うため、次の機能を担う「学校いじめ対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、副校長、主幹、生徒指導主任、学年生活指導担当、学年主任、生徒支援(登校支援スマイル)担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、人権担当教員

(日常の情報交換は、校長、副校長、生徒指導主任、学年生活指導担当、学年主任で行う。)

② 活動内容

- a) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- b) いじめ防止に関すること。
- c) いじめ事案に対する対応に関すること。
- d) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

③ 召集について

「学校いじめ対策委員会」は週1回を定例とし、事案発生時は緊急に行う。

2) 「学校いじめ対策委員会」の対応

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせぬよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と相談・連携・通報等をして対処する。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 1) 重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
 - 2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置・召集する。
 - 3) 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 5) スクールカウンセラーや諸機関と協力して当該生徒のケアを行う。
(加害者・いじめを伝えた生徒の安全確保も含む。)
- ※ 保護者には、情報収集後（事実確認・聞き取り）指導方針・ながれ・状況の連絡を行う。
- ※ 学校サポートチーム結成連携（事例による）
PTA、学校医、指導主事、児童相談所所員、福祉関係者、民生児童委員、警察等に協力依頼。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

参考

東京都教育委員会『いじめ総合対策～いじめ問題への対応について～』

『「学校いじめ対策委員会」を核とした対応』

『いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－』H26 P7 いじめ防止対策推進法（概要）

江戸川区教育委員会『豊かな心をはぐくむために』〈いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム〉H26.3.

年間計画

いじめの未然防止や早期発見のための取組

実施月	全 校	調査等
4 月	保護者会 (4/初頃)	
5 月	人権にかかわる道徳	全員カウンセリング (1 年)
6 月	生徒対象いじめアンケート調査 ふれあい・いじめ防止月間	生徒アンケート(全学年) 全員カウンセリング (1 年)
7.8 月	教育相談 (二者面談 生徒・教員)	聞き取り(全学年)
9 月	新学期開始 教育相談	生徒アンケート(全学年)
10 月		
11 月	生徒対象いじめアンケート調査 ふれあい・いじめ防止月間	聞き取り(全学年)
12 月	教育相談 (三者面談 生徒・教員)	
1 月	学校評価を利用したアンケート	
2 月	生徒対象いじめアンケート調査 ふれあい・いじめ防止月間 教育相談 (二者面談 生徒・教員)	生徒アンケート(全学年)
3 月	新年度に向けた道徳・学活・集会での語りかけ	

参考 *にこにこアンケート*

○をつけてください。 令和 年 月 日 () 年 組 番 氏名

		あてはまる	ややあてはまる	ややあてはまらない	あてはまらない わからない
1	私(僕)は、学校生活が楽しい。				
2	学年・クラスを楽しくしてくれる先生やクラスメイトがいる。				
3	学年・クラスに、つらい(悲しい)思いをしている人がある。(かもしれない)				
4	学年・クラスで、つらい(悲しい)思いをさせている人がある。(かもしれない)				
5	先生とお話したい。できれば()先生				
ひとこと(個人的に困っていること、いじわるしちゃったかも、誤解されてるかも・・・など)					